

【平成 29 年第 1 回定例会 文教委員会委員長報告資料】

平成 29 年 3 月 17 日 文教委員長 松原 成文

- 「議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について（市民文化局に関する部分）」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 8 号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 13 号 川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 14 号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 条例の対象となる N P O 法人数について

現在、認定 N P O 法人が 8 法人、条例指定 N P O 法人が 6 法人となっている。

* 対象となる N P O 法人の活動実態をヒアリング等により把握することについて

N P O 法人については、毎事業年度 1 回の事業報告書等の提出が義務付けられているため、提出された報告書に基づき、定款に定める活動の実施状況や収支決算、総会の議決による承認等を確認している。今後も可能な限り実態を把握できるよう、有効な手法については検討していきたい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 18 号 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 本市において養子縁組等のあっせんを行っている事業者の有無について

現在、市内において養子縁組等のあっせんを行っている事業者はなく、特別養子縁組や里親委託については、児童相談所において、里親等への研修等を含めた業務を行っている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 19 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 22 号 川崎市学校給食センター条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 学校給食センターの人員配置及び各役割について**

学校給食センターには、所長、事務職及び栄養士を配置していく。所長はセンターの運営を統括する役割として、事業者及び教育委員会事務局等との連絡調整等に当たる。事務職は、所長の指示の下、各学校との連絡調整及びセンターの運営に係る事務等を担当する。栄養士は、給食の献立作成のほか、事業者と連携して学校給食センターの運営を推進し、各学校の食に関する指導等を行っていく。また、各職員の配置人数は、現在、関係部署で調整をしており、具体的な人数は決定していないが、教職員定数を定めた標準法やアレルギー対応に係る必要人員等、給食センターの特性を踏まえた配置をしていきたいと考えている。

*** 栄養士の配置人数について**

栄養士は、各学校給食センターへの配置を検討しているが、具体的な人数は調整中であり、標準法に基づき、南部学校給食センターに 3 人、中部学校給食センターに 3 人、北部学校給食センターに 2 人の配置を基本として、検討を進めている。

*** 自校調理方式の中学校における栄養士の配置について**

自校調理方式の学校では各校に栄養士を 1 人配置している。なお、はるひ野中学校においては、小学校の栄養士と兼務としている。

*** 栄養士による巡回指導の内容について**

栄養士による巡回指導については、学校給食センターの安定稼動に支障が出ない範囲での実施を考えている。具体的な内容については、学校給食センターの安定稼動後に検討していく。今後、小学校に配置している栄養士も含めた栄養教諭のネットワークを活用し、市立小・中学校全体の食育が推進できるように取り組んでいきたい。

*** 栄養士の業務場所について**

栄養士については、事務室内に執務スペースがあるが、調理中は調理室内でのモニタリングなどの業務を行うことも想定している。

《意見》

*** 学校給食センターの所長は、事業者や教育委員会事務局等との連絡調整といった重要な役割を担うため、適材適所の人員配置を行ってほしい。**

*** 市全体での食育の推進に当たっては、小学校に配置している栄養士の業務量が増加し、多忙化に拍車を掛けることがないようにしてほしい。また、食育推進の中心は各校に配置された栄養士であると考えするため、市独自での配置により、栄養士を増やすことについても検討を進めてほしい。**

- * 市内の自治体では、栄養士が調理現場にも学校にも、頻繁に携わっているところもあるため、本市においても参考にしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 28 号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 29 号 宮前区における町区域の設定について」

○「議案第 30 号 宮前区における住居表示の実施区域及び方法について」

《一括審査の理由》

いずれも宮前区馬絹地区において住居表示を実施するため所要の手続を定める内容であるため、2 件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 町区域の設定における境界等の議論について

当該対象地区においては、住居表示の実施を進める上で、住居表示検討委員会を設置し、実施予定地区の代表の方々と話し合いを進めてきたが、その中では特に町の境界についての要望等は出されず、提案した新町界・新町名（案）について協議が行われ承認された。

《議案第 29 号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第 30 号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 31 号 総合自治会館の移転に係る保留床の取得について」

《主な質疑・答弁等》

* 取得金額の算定根拠について

取得金額である約 18 億 8,000 万円の内訳としては、土地代が 6 億 700 万円、建物代が 12 億 7,000 万円強となっている。再開発組合が調査を委託した不動産鑑定に基づき提示された保留床価格について、本市の不動産評価委員会での審議を経て承認された区分所有建物の調査価格が算定の根拠となっている。

* 再開発組合が調査を委託した不動産鑑定士と本市不動産評価委員会委員の重複について

再開発組合が調査を委託した不動産鑑定士と本市の不動産評価委員会委員で重複している者はいない。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 3 2 号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第 2 0 号 教育格差をなくし、ゆきとどいた教育を求める請願」

《審査結果》

取り下げ承認

○「請願第 2 6 号 教職員の子どもと向き合う時間を確保するため、学校現場における業務等を改善し、多忙な勤務実態解消と労働条件改善を求める請願」

《請願の要旨》

教職員の子どもと向き合う時間を確保するため、学校現場における業務等を改善し、多忙な勤務実態解消と労働条件改善を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

本市における教職員の学校業務の負担軽減策としては、少人数学級等の推進、総括教諭等を活用した学校運営等の取組、区・教育担当による学校と地域の連携強化等の取組、外国語指導助手や部活動外部指導者等の外部人材を活用した取組のほか、専門家等による支援や教職員の健康保持対策などの取組を行っている。全ての教員がゆとりを持って子どもと向き合える環境をつくっていくことは大変重要なことと考えるため、引き続き、学校業務の負担軽減の取組を進め、着実に改善が図られるよう努めていきたいと考えている。

本市では、校長が教員の勤務時間の実態を把握し、時間外勤務の縮減に努めることは、健康管理上必要なものとするため、教員の勤務時間を把握・管理する方法として勤務時間記録簿を活用している。平成 2 0 年度に策定した「正規の勤務時間以外の勤務時間記録簿の作成に関する要綱」に定めた様式により教員の勤務時間を把握しており、校長、教員、教育委員会事務局のそれぞれの立場での記録簿の活用を定めている。教育委員会事務局においては、「正規の勤務時間以外の勤務時間に関する調査」を平成 2 1 年度から隔年で実施し、多忙と予想される 4 月から 6 月までの間の時間外勤務者数や総時間外勤務時間数等を把握し、その集計結果を各学校長へフィードバックすることで、各学校における総実勤務時間の縮減に向けた取組を進めている。

今後も引き続き勤務時間記録簿を活用し、教員の勤務実態の把握を行うとともに、校長等に対して勤務時間記録簿の趣旨や重要性などについて機会を捉えて説明し、漏れのない正確な勤務状況の把握に努めていく。

本市では、継続的かつ計画的にメンタルヘルス対策を推進することで、教職員の心の健康を保持・増進し、本市の教育の推進及び円滑な学校運営に資することを目的として、平成 1 8 年度に「川崎市教職員メンタルヘルス対策推進計画」を策定し取組を進めており、平成 2 7 年 3 月には第 4 次推進計画を策定し、計画に基づいた支援を行っている。実施体制及び支援の具体的な内容としては、勤労課の健康推進

室に産業医２人、教職員専門の精神保健相談員３人を配置し、メンタルヘルスに関する研修や職場巡視を利用した環境改善、精神保健相談員によるカウンセリング、職場復帰に当たってのリハビリ計画の策定、復帰後のフォロー面談などを実施している。また、平成２８年度からはセルフケアの推進を目的としたストレスチェックを全校で実施しており、引き続き、総合的なメンタルヘルス対策を充実・推進するとともに、健康推進室と各学校の連携を強化し、円滑な職場復帰及び再発防止等の条件整備を推進していく。

現在、本市の学級編制及び教職員定数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、神奈川県基準に基づいている。１学級当たりの児童生徒数を決定する学級編制基準は、平成２８年度は普通学級で小学校１年生は１学級当たり３５人、小学校２年生から中学校３年生までは１学級当たり４０人となっているが、県では小学校２年生については加配定数を活用しているため、市内全校で３５人以下学級を実施している。現在、学級編制基準及び教職員定数基準については、国が策定した学級編制や教職員配置の標準を基に、道府県が学級編制基準等を策定し、指定都市は道府県の基準に基づいて学級編制を行い教職員を配置することとされているが、このような権限がいわゆる「第４次一括法」により指定都市に移譲されることから、平成２９年度からは、国が定めた標準に基づき指定都市が児童生徒の実態を考慮して教職員を配置していくこととなる。

なお、教職員定数等の権限移譲に際しては、文部科学省が「制度改正の前後で学校現場に大きな混乱が生じないように留意する必要がある」としているため、現行の県の基準を踏襲しつつ、平成２７年３月に策定した、かわさき教育プランに基づいた効果的な教職員配置を目指し、引き続き取組を進めていく。

本市では、既にスクールカウンセラーや学校法律相談員などの専門家、教育活動サポーターや部活動外部指導者などの外部人材を活用し、学校支援体制の整備を図っているが、学校現場を支援するための非常勤講師やサポーター、専門スタッフの配置の拡充については、国の動向を注視しつつ、効果的な配置を目指し取組を進めていく。

平成２８年７月に文部科学省が取りまとめた「次世代の学校指導体制の在り方について」では、学校や教員が心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）や専門機関等と連携・分担する、チーム学校体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要とされている。

《主な質疑・答弁等》

*** 学校業務負担軽減の取組による時間外勤務時間の変化について**

平成２１年度から隔年で実施している勤務時間記録簿の集計では、小学校において平成２１年４月から６月に月平均１８時間４９分だった時間外勤務時間が、平成２７年度は２２時間２６分と８年間で３時間半ほど増加している。一方で中学校では平成２１年度の同期間の月平均３８時間７分から平成２７年度は３３時間５２分と４時間ほど減少している。

*** 時間外勤務時間の小学校における増加及び中学校における減少の要因について**

小学校における増加については、近年の共働き世帯等の増加により、保護者と

の連絡が日中に取りづらくなっており、夜間に対応せざるを得ない状況などが要因と考えている。中学校における減少の明確な要因については判明していない。

*** 小中学校における月４５時間以上の時間外勤務を行った教員数の推移について**

平成２１年４月から６月において月４５時間以上の時間外勤務を行った教員数は、３か月平均で小学校では４１１人で小学校教員全体の１２．７％、中学校では５７３．７人で中学校教員全体の３６．４％となっている。平成２３年度は、小学校では３４３．３人で全体の１０．８％、中学校では４２２．７人で全体の２６．９％となっている。平成２５年度は小学校では３８１．３人で全体の１１．７％、中学校では４６０．７人で２８．５％であり、平成２７年度は小学校では５０４人で１５．７％、中学校では５２２．３人で３１．０％となっている。

*** 時間外勤務時間が縮減していない理由について**

教育を取り巻く環境が大きく変化してきており、学校内における生徒指導や教科指導に加えて、地域との連携に係る業務が増加していると認識している。このため、教職員の多忙化についての対応としては、勤務時間の部分だけでなく、学校運営業務全体の見直しを図っていく必要があると考えている。

*** 教職員の負担軽減に係る全市的行事の見直しの取組について**

学校指導要領の改訂等に合わせ、小学校連合運動会の地区別での開催、中学校総合体育大会開会式への全中学校２年生から一部生徒の参加への変更及び学校ごとの陸上競技大会の体育祭や運動会への一本化などの取組を進めてきた。

*** 学校業務検討委員会における協議経過について**

平成２５年度に立ち上げた学校業務検討委員会においては、協議事項として各学校業務の効率化や教職員の多忙化解消につながる取組について、協議を進めてきた。検討委員会では、国や他都市、市内の学校の事例を調査・研究するなどし、各所属での工夫を重ねることで、教員の多忙化を解消するための様々な取組を実施してきた。

*** 教員の人的配置の見直しについて**

県費負担教職員の市費移管に伴い、平成２９年４月から全教員が市費の正規教員となるため、今後は本市が直接国に対して加配要求や定数の改善要求を行っていくことになる。当面の間は、現場の混乱を避けるため、加配分も含めた現状の県の基準による体制を維持していく。また、今後については、学校の課題に応じ、必要な人員の配置が柔軟に行える仕組みを構築していきたいと考えている。

*** 市費単独負担で正規教員を増やしていくことについて**

現在、国で議論がされている義務標準法に定められた教職員の定数に係る検討を踏まえ、市としても適正な教職員配置等の議論を進め、必要な予算の獲得に向けた取組を進めていく必要性を認識している。

*** 平成２４年度以降の現職の教職員の死亡者数及び主な要因について**

平成２４年度の現職の教職員の死亡者数は４人で悪性腫瘍等の病気によるもの、平成２５年度は１人で病気によるもの、平成２６年度は９人で病気等によるものが７人、自死が２人、平成２７年度は３人で病気等によるもの、平成２８年度は１２月末までで１人で自然死となっている。

*** 平成 26 年度に自死による死亡者があったことに対する教育委員への説明について**

教育委員会の非公開の会議の中で、教職員の人事異動やメンタルヘルスについて報告を行い、教育委員から意見をいただいている。また、現職の教職員の死亡については、同様に毎月、会議で報告しており教育委員の意見をいただいている。

*** メンタルヘルス疾患を理由とする休職者数及び産業医への面談数について**

メンタルヘルス疾患による教員の休職者数は、平成 24 年度は 49 人、平成 25 年度は 66 人、平成 26 年度は 60 人、平成 27 年度は 54 人、平成 28 年度は 12 月末までで 48 人となっている。また、産業医面談については、平成 27 年度に長時間勤務による産業医面談を行った教員が 6 人、その他メンタルヘルスに関して産業医面談を行った教員が 34 人となっている。

*** 本市においてタイムカードを導入していない理由について**

教員については、時間外勤務手当の支給に代えて、給料月額 4% に当たる教職調整額が支給されており、勤務態様の特殊性から勤務時間が給与に結びついていない仕組みがあり、また、在校時間と業務時間が必ずしもイコールではないという実態もあることから、勤務時間記録簿を用いた自己申告制の形で、時間外勤務の時間数を把握している。

*** 自己申告制とタイムカードを併用した管理方法の検討について**

タイムカードや IC カード等を活用した勤務時間の管理については、現状の勤務時間記録簿による管理と比較した際のコストやメリット・デメリット等を総合的に勘案し、今後検討していきたい。

*** 勤務時間管理のシステム化について**

勤務時間管理のシステム化については、多忙化の解消や学校運営の事務全体の見直しが可能となるよう、勤務時間等のデータ化だけでなく、データ活用の観点からシステムを構築することが必要と考えるため、十分に研究を行い、無駄のないシステムとなるよう、今後努力していく。

*** 現状の出勤管理方法及び出勤管理システムによる出退勤時間の管理の可能性について**

県費負担教職員については出勤簿により管理しているが、平成 29 年 4 月以降は、市費負担教職員と同様に IC カードを用いて出勤管理システムにより管理することになる。出勤管理システムは、教育委員会ではなく市が管理をしているものであるため、仮にシステムに退勤時間を管理する機能を付加する場合は市全体でのシステム改修が必要になる。

*** 勤務時間の管理に係る運用が文部科学省の通知に沿って行われていない理由について**

文部科学省通知には、使用者が始業・終業時刻を確認し記録する方法として、原則として「使用者が、自ら現認することにより、確認し、記録する」又は「タイムカード、IC カード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録する」のいずれかの方法によることとあるが、通知内に記載のある平成 13 年発出の厚生労働省通知においては、自己申告による方法について記載があり、本市はそれに基

づき自己申告制とした経過がある。

*** 厚生労働省通知において自己申告制を導入する際に必要に応じて実施すべきとされている実態調査について**

教職員の勤務実態については、既に調査を実施している国や横浜市の調査手法調査項目、調査結果及び活用方法等を参考に、本市における調査の必要性について検討を行っていききたい。

*** 文部科学省通知を遵守する形で教員の出退勤時間の把握を進めることについて**

出退勤時間の管理については、国の通知の趣旨を踏まえつつ検討していききたい。

*** 横浜市が実施した実態調査の内容について**

横浜市では、平成25年11月から平成26年3月の期間において、横浜市立の小中、特別支援学校の全県費負担教職員を対象とした業務の実態調査を実施している。調査結果からは、子どもの成長ややりがいを感じつつも、9割の教職員が忙しいと感じ、勤務時間内に授業準備に掛ける時間が十分に取れないことなどが明らかになったとされている。

*** 横浜市における時間外勤務の状況について**

横浜市の調査では、小中学校における勤務日の時間外勤務時間の平均は2.95時間となっている。また、休日の勤務時間の平均は2.57時間で、休日出勤を月4日以上している割合は、全教職員の35.9%となっている。

*** 本市において実態調査を実施していない理由について**

平成21年度から隔年で4月から6月の3か月間を対象として「正規の勤務時間以外の勤務時間に関する調査」を実施しているが、勤務時間記録簿は手書きの帳票で作成しているため、集計には相当な時間を要するといった課題もあり、4月から6月以外の月については調査を実施していない。

*** 教育現場の現状に即した実態調査の実施について**

本市における実態調査の実施については、横浜市における調査等も参考にしつつ、調査手法や調査範囲、調査結果の活用方法等も含めて検討していききたい。

*** 実態調査の対象に臨時的任用職員及び非常勤講師を含めることについて**

教育現場における課題整理のための調査となるため、臨時的任用職員及び非常勤講師についても必要な調査項目であると認識している。

*** 学校業務内容の量的把握及び質的改革を進めるために学校と教育委員会の関係性を抜本的に見直すことについて**

これまで学校業務の負担軽減策として取り組んできた内容については、その効果等の把握や詳細な検証が十分に行われてこなかったと考える。今後は、学校長だけでなく、教育委員会としての支援の方法などについても適切に取り組んでいきたい。また、学校現場における働き方及び仕事の進め方については、市において、働き方・仕事の進め方改革推進本部が設置されたことを踏まえ、教育委員会においても平成28年12月に教育委員会事務局職員と教職員を対象として、心と体の健康の保持や仕事と生活の調和を図り、長時間勤務の是正に向けた取組を進めるための検討本部を設置しており、今後も、働き方及び仕事の進め方について更なる検討を進めていきたい。

《意見》

- * 正規の勤務時間以外の勤務時間を縮減するためには、学校管理者である校長を中心に教員一人一人に目を向けたアプローチが必要と考える。また、勤務時間の管理に当たっては、私的な判断が入らない仕組みを積極的に推進すべきである。
- * 現状の勤務時間記録簿により時間外勤務の内容等を分析しようとすると、膨大なコストが掛かるため、平成29年度の県費負担教職員の市費移管に伴い整備されるシステム等を有効活用し、時間外勤務の状況を容易に分析できる仕組みを整えてほしい。
- * 既存の計画配置パソコンを活用し出退勤時間を管理することは、勤務時間の把握が容易にできる手法と考えるため、教員の安全管理の面からも計画配置パソコンのシステム改修について教育委員会から市へ働きかけてほしい。
- * 現状、本市が行っている自己申告により勤務時間を把握する運用は、厚生労働省通知及び文部科学省通知が示す「労働時間の適正な把握」に照らし、不十分なものとするため、平成29年4月からは、教員の勤務時間の把握に係る運用を改めるべきである。
- * 教員の負担軽減に当たっては、学校行事の見直しだけでなく、研究発表等に係る負担の軽減についても内容の見直しをするなど取組を進めてほしい。
- * 現在の学校現場では、正規の勤務時間以外の時間で子どもたちの指導や保護者とのやり取りに当たっている実態もあることから、タイムカードを用いて勤務時間の観点のみで厳密に管理をしてしまうことには疑問を感じる。教職員の学校業務の負担軽減については、業務内容等の見直しの観点で積極的に取組を推進してほしい。
- * 将来的に教員数を確保していくためにも、職場環境の整備及び教員を適正に評価するシステムを再構築してほしい。
- * 実態調査の実施に向けて、単に時間外労働の観点でのみ議論をするのではなく、学校現場や教員が働く環境がどうあるべきかを含めて議論してほしい。さらに、学校と教育委員会の関係だけでなく、子どもの家庭環境及び保護者の学校や教員に対する考え方にも目を向け、教育とはどうあるべきかという観点を忘れずに取組を進めてほしい。

《取り扱い》

- ・ 平成29年度の県費負担教職員に係る政令市への権限移譲は、教育行政に関する本市の姿勢を示す好機と考える。教職員のモチベーションを維持するためのシステムの検討及び教職員の現状を把握する実態調査を注視していきたい。請願項目にはおおむね賛同できるため、本請願は趣旨採択とすべきである。

《審査結果》

全会一致趣旨採択

○「請願第27号 教職員の勤務時間の適正な管理を求める請願」

《審査結果》

取り下げ承認

○「請願第30号 教科用図書選定審議会の公開を求める請願」

《請願の要旨》

川崎市審議会条例に基づき、教科用図書選定審議会の公開を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

本市における教科書採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限のもと、公正かつ適正に実施しており、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を公表するとともに、教育委員会における採択は公開しており、教育委員会が教科用図書の調査審議を諮問する教科用図書選定審議会の報告書等の資料については、採択終了後に公開し、採択の透明化に努めている。

教科用図書の採択に当たっては、教育基本法及び学校教育法の理念の実現に向け、主に学習指導要領との関連や編集の趣旨と工夫、内容、構成・分量・装丁及び表記・表現の観点から検討し、最も適切と思われるものを採択している。また、採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等により、採択がゆがめられたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな環境の確保に努めている。

教科用図書選定審議会は、川崎市附属機関設置条例に基づき設置しており、学識経験者3人、校長6人、保護者9人及び教育委員会事務局職員1人により構成しており、各教科の教員の代表で構成される調査研究会からの報告を参考に、選定審議会独自の立場で審議した上で、教育委員会に審議結果を報告する。教育委員会では、選定審議会からの報告を参考にする一方、委員独自の視点で教科用図書を審査し、最終的に教育委員会の責任と権限のもと、教科用図書を採択している。

教科用図書選定審議会を非公開としている理由としては、世間一般に広く関心が寄せられている教科用図書の採択について、審議会を公にすることで発言者を特定することができるため、場合によっては、誹謗・中傷・いやがらせ等が発生する可能性があり、そのために自由・活発な議論をすることができなくなる恐れがあることから、教科用図書選定事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられるため、審議会は非公開としている。

教科用図書選定審議会を非公開とすることの根拠としては、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第1項第4号において、市の機関が行う事務又は事業に関する事項であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができると規定されていることによるものである。

《主な質疑・答弁等》

* 過去の教科用図書選定審議会における誹謗・中傷・いやがらせ等の事例について

教科用図書選定審議会は、これまでも非公開で実施してきているため、事例等については把握していない。

* 教科用図書選定審議会を公開した場合に想定される事例について

審議会の委員の中には、保護者から選ばれた市民も含まれており、教科書選定に係る問合せや働きかけがあった場合、審議会における自由・活発な議論に支障

を及ぼすおそれがあると考えられる。また、会議録における発言者を公開することについても、審議の中で個々の教科書の内容について詳細な発言がされるため、その内容から、発言した委員が特定の教科書について肯定的・否定的な見解を持っているといった疑いを持たれることで、誹謗・中傷・いやがらせ等が起こる可能性もあると考えられる。

*** 教科用図書選定審議会を非公開とする際の手続について**

手続については、第1回目の会議において非公開とすることについて確認をしているが、経過については会議録には掲載していない。また、仮に委員から公開することについて意見が出された場合は、公開することについて審議をすることとなる。

*** 神奈川県における教科用図書選定審議会の公開状況について**

県では、平成27年度に教科用図書選定審議会を3回開催しており、そのうち、採択基準、採択方法及び採択の進め方等を議題とした第1回目及び県立特別支援学校小・中学部及び県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択を行った第3回目については公開しているが、平成28年度に使用する中学校、中等教育学校の前期課程用教科用図書選定に係る調査研究資料について議題とした第2回目の会議は、県の情報公開条例に基づき非公開の扱いとしている。

*** 他都市における教科用図書選定審議会の公開状況について**

他の政令指定都市に聞き取りを行ったところ、本市を含む全ての政令指定都市で非公開の扱いとしている。

*** 会議録において公的立場の委員の発言を公開することについて**

審議会における学識者や市職員等の公的立場の委員の発言を会議録において明確にすることについては、改めて関係条例等を確認した上で検討していきたい。

*** 教育委員会が実施している教科書の展示会場におけるアンケートの活用方法について**

各出版社の教科書を展示している会場で実施しているアンケートについては、意見の内容ごとに分類するとともに、写しを各教育委員に配付している。

*** 保護者から選出される委員について**

学校教育の関係者として選出される保護者については、市PTA協議会を通じて推薦していただく方が各区から1人ずつ、高校のPTAから1人、特別支援学校のPTAから1人の合計9人となっているが、保護者の代表としてではなく、あくまでも一保護者の立場での参加として認識している。

*** 教科用図書選定審議会からの報告が教育委員会議での採択に与える影響について**

教育委員については、対象となる教科書を事前に調査した上で審議しているが、各教育委員が必ずしも全ての教科に精通している訳ではないため、調査すべき視点について、教科用図書選定審議会から報告される各教科書の特徴をまとめた資料に照らして判断することからも、審議会からの報告は大変重要な役割を担うものと考えている。

*** 多面的な視点を重視して教科書を採択することについて**

教科用図書の選定に当たっては、教育基本法及び学校教育法の理念の実現に向

け、調査審議の観点を定めており、その中で教科用図書の内容に一面的な見解だけを取り上げているところはないか、といった多面性や多様性の観点を重視した項目を設けている。

《意見》

- * 保護者から選ばれた委員の発言については、個人情報保護の観点から一定の配慮をすべきと考えるが、公的な立場から審議会に出席している学識者や本市職員については、発言に責任を持つべきであり、会議録においてそれらの発言者は可能な限り公開すべきである。
- * 学校教育において、児童・生徒が物事を多面的に判断する思考を養うことが重要と考えるため、学校で使用する教科書の選定に当たっても、多面的な視点から判断してほしい。
- * 教育委員会の権限と責任において決定する内容についても、大きな政策判断となる事項については、議会に対して丁寧に報告等を行ってほしい。

《取り扱い》

- ・ 教科用図書選定審議会において、自由・活発な議論がされ、委員が多角的な視点から多様な意見を述べることができる環境を確保することが重要であり、公開については慎重であるべきと考えるため、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 現在、特定された個人情報等がインターネット等を介して拡散し、誹謗や中傷の対象になるといった社会問題などを考慮すると、一般市民である保護者の方々が含まれる教科用図書選定審議会を公開することは好ましくないと考えため、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 市政に関する透明性を担保するために、自治基本条例等においては会議は原則として公開すべきと定めていることから、教科用図書選定審議会を非公開とすることは当てはまらないと考える。また、会議を公開することで自由・活発な議論が妨げられるといった考えも納得し難いことから、本請願は採択すべきである。
- ・ 市民の知る権利は最大限尊重すべきであることから、教科用図書選定審議会は公開すべきと考えるため、本請願は採択すべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択